

議会運営委員会 会議録

=====
日 時 平成30年12月18日（火曜日）
午前11時10分開会，午前11時31分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 議長挨拶
 - 4 協議事項
 - (1) 発言の取り消しについて
 - (2) 議会報告会における意見・提言等について
 - (3) 委員会の会議録について
 - (4) その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長	内田	卓男
副委員長	小坂	博
委 員	寺内	充
委 員	吉田	博史
委 員	篠塚	昌毅
委 員	平石	勝司
委 員	島岡	宏明

欠席委員（なし）

その他出席した者（2名）

議 長	海老原	一郎
副議長	福田	一夫

説明のため出席した者（なし）

事務局職員出席者（5名）

局長 塚本 哲生
次長 川上 勇二
係長 宮崎 清司
主査 村瀬 潤一
主査 寺嶋 克己

傍聴者（1名）

勝田 達也 議員

○内田委員長 ただ今から議会運営委員会を開催いたします。初めに議長から。

○海老原議長 本会議中にですね、急きょ議会運営委員会を開いていただきまして、ありがとうございました。今回はですね、発言取り消しについてのことでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○内田委員長 それでは、事務局から。

○川上事務局次長 協議事項（１）からですね。

○内田委員長 はい。

○川上事務局次長 発言の取り消しについてご説明を申し上げます。資料の方はNo.1-1と1-2、2つございます。まずNo.1-1がですね、12月12日に行われました一般質問、こちらの方で小坂議員から12日に提出がされてございます。No.1-2の方が12月11日に行われました同じく一般質問の部で、こちらは島岡議員から13日に提出があったものでございます。具体的な発言取り消しの内容につきましては、それぞれの資料に書かれておりますので紹介の方は省略をさせていただきます。会議規則第65条、こちらの方にはですね、発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言の取り消しをすることができると定められておりますので、議会運営委員会の方にご相談をさせていただくものでございます。通常の流れの方を申し上げますと、議運で発言取り消しの了解をいただいた後、全員協議会の場で、この発言取り消しの報告をさせていただいております。その時に、当事者、今回は小坂議員・島岡議員、お二方になるかと思っておりますけれども、謝罪も含めてコメントをいただくというのが通常の流れになっております。その後、本会議で議決という流れでございます。なお、発言取り消し、ケーブルテレビとネット配信を行っておりますので、許可が下りたあと時間的に間に合えば修正したものを流す。間に合わなければ修正されていないものを流すというのが慣例になっております。今回のケーブルテレビ、20日と21日に放映なんですけれども、ケーブルテレビの方を確認したところ、放映用の編集が終わっているということなので、余分な費用が掛かってしまいますので、その辺はできないのかなと思っております。なお、ネット配信につきましては、これから編集することができますので、そちらは訂正することは可能です。説明は以上です。

○内田委員長 ということでございます。取り消しの申し出を出された張本人が二人おりますので、何か、ご意見・発言はございませんか。

○小坂副委員長 一般質問で、このような発言をしまして、内容については、もう、ご承知のとおりでございますので、本当に不適當・不適切ということだと認識しておりますので、取り消しをさせていただきますので、申し訳ございませんでした。以上でございます。

○内田委員長 えっと、事務局ね、ここ、下の方に矢口建設、これ、どういう意味。

○小坂副委員長 個人の名前・・・。

○寺内委員 個人の名前が出ちゃったから。

○内田委員長 あ、別な所にこれが出てから、これを外すと。そういうことね。

○川上事務局次長 二ヶ所ございます。括弧書きしている二ヶ所を・・・。

○内田委員長 二ヶ所ね。

○川上事務局次長 上の長文と下の固有名詞と。

○内田委員長 はい。わかりました。えっと、島岡議員は。

○島岡委員 著しく誤解を招く恐れのある発言でございましたので、取り消しをお願いしたく思います。本当に私の不徳の致すところでございます。よろしくお願ひいたします。

○内田委員長 はい、お二方の発言がございました。特に、皆様、何か。

○寺内委員 いいでしょう。

○内田委員長 はい。

○吉田（博）委員 発言の取り消しを、一議員がするのは、良くあるケースであります。仮にも・・・。

○内田委員長 議運の。

○吉田（博）委員 議運のメンバー二人が取り消しをするなどという前代未聞な事でございます。恥ずかしい。以上。

○寺内委員 以後、気をつけてもらいたいと。

○小坂副委員長 その通りです。

○内田委員長 はい。立派なご発言でございました。ということでよろしいですか、この件は。

（「はい」の声あり）

○内田委員長 それでは、通常の流れで、全協・本会議でお諮りすることになりました。それでは、次、協議事項（２）議会報告会における意見・提言等について協議をお願いします。広報広聴委員長さんからお願いします。

○福田副議長 12月4日の全員協議会で、11月に開催した議会報告会で参加した市民から出された意見・提言等につきまして、市長に提出した方がよろしいと思われる重要なものがあれば、各会派で協議をいただき、本日の朝までに私まで提出して下さいとお願いをいたしました。その結果でございますが、どの会派からも提出はございませんでした。ということですので、今回の議会報告会でいただいた意見・提言等で市長に提出する重要なものは「無し」ということになりますので、ご了承をいただきたいと思います。私からは以上です。

○内田委員長 はい。ということなのですが、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○内田委員長 はい、それでは、この件は、ということであります。えっと、皆さん、先だってですか。私の方から議事録をお渡ししまして、読んでいただきたいということで、お話しをしたんですが、もし感想があれば発言をしていただき、無ければ次に進みたいと思います。よろしくお願ひします。

（発言者なし）

○内田委員長 特に無いですか。

（発言者なし）

○内田委員長 はい、それでは、続いて、実は、事務局の方からですね、まあ、これまでの経緯もありまして、委員会の議事録の一般公開について、相談、また、打ち合わせをしておりました。本会議の議事録は支所や公民館で読むことが出来ますし、インターネットで誰でも見れるようになっております。ところが委員会の議事録は、そのようになっておりません。本会議同様、委員会の審議内容を、誰でも見れるようにするよう総務省から通達も来ているとのことであります。県南の10市を見ましてもインターネットで公開していないのは、土浦市のほか1市、稲敷市のみで、8市は既に公開をしているとのことであります。委員会会議録をネット公開するための環境は、事務局の話しではですね、もう既に整っているそうでございます。今回、会議録を皆様に、じっくり読んでいただいたのは、委員会での発言は、本会議より自由な形で発言をしておりますので、不適切な言葉を発している方もいるように感じましたので、それを、そのままネット公開していいのか、皆様からご意見を伺いたかったためでありました。委員会会議録のネット公開は、大変、良いことだと思っております。3月議会には、結論を出してまいりたいと考えております。そこで、皆さんには、会派の方々の意見を伺ってきていただいて、次回、結論を出せば良いと思っておりますので、よろしく願いいたします。この件について、皆様、何かございますか。

○篠塚委員 たまたま、今日、発言の取り消しがあったんですが、委員会等で、議論が熱を帯び、いろんな発言が出るかもしれません。その時に不穏当な発言があるかもしれません。その場合に削除する、ネット公開する前に削除というのは可能なんでしょうか。やり方ってというのは決めてあるんでしょうか。

○内田委員長 その件につきましては、いつだったか新聞で、どこだっけ、石岡だっけ、馬鹿野郎発言……。

○塚本事務局長 鉾田です。

○内田委員長 鉾田。あれは本会議での話しか。委員会もね。そういうことも新聞に載っております。まあ、本会議で発言の削除が可能だということなんで、まあ、状況によりますが、不可能では無いような、私は、気がするんだけど。議長、もし、なんでしたら、発言、何かありますか、今の……。

○海老原議長 え。

○内田委員長 委員会の取り消し、出来ますかってこと……。

○海老原議長 ここで決めていただければですね、それで問題はないと。次からですね、問題はないと思うんですが。ルールを決めていただければ。

○吉田(博)委員 委員会だから、一問一答ですから、これは。激しい言葉も出ます。ただ激しい言葉と適さない言葉というのは、暴言というのは別だから。それは暴言であれば、その馬鹿野郎とか何かって言うのであれば、それは削除出来るようだから。厳しい、その、何て言うのかな、激しい言葉か、私は良いと思うんだけどね。

○海老原議長 発言の取り消しについてはですね、2つありまして、これ、一般質問の話です。議員からの取り消しと、もう1つは、議長からの取り消し命令と2つ……。

(「2つねありますね」の声あり)

○海老原議長 それを踏まえてですね、委員会の取り消しはどうするかっていうルールを決めていただきたいと思います。

○内田委員長 ということは、今日、決めるんですか。3月に・・・。

(「3月」の声あり)

○川上事務局次長 会議規則の第117条なんですが、発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができるという文がありますので。本会議は、その会期中という限定があるんですが、委員会には、それが無いので、言い方は悪いんですが、気がついたら、そこを直すということが、会議規則的には可能です。申し出があって許可が出れば、そこから直したものを載せると。

○内田委員長 はい。そこで、本会議の場合は二つあると。議長から取り消しを命ずることができる。じゃあ、委員会の方は本人だけか。委員長の命令というのは、無いということの良いのかな。

○吉田(博)委員 それは命令って言うより、委員長が、誰々委員さん、さっきのはあれじゃないのかって。その程度で良いんじゃないの。

○寺内委員 委員長の指導によりで良いんじゃないの。

(「その程度でね」の声あり)

○内田委員長 内々で委員長の方から、本人に、どうだいと。あくまでも自己申告ということだよな。

○吉田(博)委員 そうそう。

○内田委員長 その自己申告を促す役目を委員長がすると。そういう理解の仕方にしてしまおう。

(「そうですね」の声あり)

○内田委員長 原則、委員会は本人からと。本会議は、議長の命令、また本人の自発的なもの。その二つということでもいいですか。

(「はい」の声あり)

○内田委員長 はい。

○島岡委員 すいません。委員会の議事録というのは、起こしていただいて、こちらにフィードバックしてくれる訳ですか。

○内田委員長 ネットで見て下さい。

○川上事務局次長 委員長の確認はいただいています、今は。委員長にお渡しをして、内容のチェックを・・・。

○島岡委員 我々に、委員長じゃない人間には来ないんですね。

○吉田(博)委員 だから委員長というのは重要なんだよ。重いんだよ。

○島岡委員 委員長が、それを判断する。

○内田委員長 はい。発言に心配の方は、委員会が終わったら、その後、事務局へ来て、良く点検して下さい。

○島岡委員 もう1つ良いですか。

○内田委員長 はい。

○島岡委員 例えば、ここはちょっと載せてもらいたくないけど、でも、言っておかないと、下話としてまずいといった場合、この発言は、ちょっと省いてもらいたいのだけどもというのは、そういうのは有りなんですか。それは無しですか。

○篠塚委員 委員長の判断ですね。

○島岡委員 良く、前、やったことなんですけど。

○寺内委員 だから、それは委員会が全部終わってからやれば良い。委員会が全部終われば止めるんだから。そうしたら、その後だったら載らないんだけど、委員会中だったら、ちょっと、これ、言っといた方が良いんだといっても載っちゃうぞ、議事録だから。

○島岡委員 省いてもらいたい・・・。

○篠塚委員 常識としては、発言をする時に、この意見は省いてくれという意見は言っちゃいけないんだよ。

○内田委員長 それは意見じゃないと。

○寺内委員 意見じゃない。一番最後だよ。その他になって、一番最後で、ちょっとということが言える。

○内田委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○内田委員長 はい。えっと事務局、こんなものですか。あと、何か。

○川上事務局次長 ございませぬ。

○篠塚委員 無ければ、私から良いですか。

○内田委員長 はい、どうぞ。

○篠塚委員 先ほど決算委員会の件で、委員長にお伺いをした件なんですけど、要望という件で、委員長の答えは、その委員会の中で議論が非常に多かったと。重要なものなので出したということなんですけど、要望書の取り扱いにもなるかと思うので、ちょっとお伺いをしたいんですけど、各委員会でいろんな案件があった場合に、これは重要な案件だといった時に、委員長報告の中に、要望という形で執行部に、また会議録に載せるような形で良いのかっていうことを、ちょっとお伺いしたいんです。たまたま決算委員会の決算認定なんですけど、それも認定以外の、付託された以外のことを要望という形で載せたんで、この要望というものであれば、委員会に諮れば良いという結論に達してしまうのか。

○内田委員長 難しいな。

○篠塚委員 そうすると、今後の委員会運営にしても、ちょっといろいろな問題があるのかなという事を感じましたので、ちょっとお伺いをいたしました。

○吉田(博)委員 良くやるのは、付帯決議っていうのがあるんだよな。これは賛成はしたんだけど、委員会で賛成はしたけれども、付帯決議として、こうこうこういうことも有りますっていうような。付帯決議って有るけど、要望っていうのは、あまり聞かないな。

○内田委員長 じゃあ、吉田委員の発言もありました。一つの方法は、たぶん篠塚委員の言わんとすることは、あくまでも認定ということに絞るべきなのが本来であろうと。

そこに要望が入るのはおかしいだろうよというような意味。私もアバウトな人間ですから、結構、そうかなと思ったんだが、そこで、要望を、決算認定の、何て言いますか、報告書の枠外だろうと。であれば、枠外で要望書というのを作って出したらどうだと。それを本会議で言うこともあるまいと。市長に対してね、直接、要するに、報告書になると、本会議で発言になる訳だ。議事録にも、当然、載る訳だね。しかし、委員会で、こういうことの要望が有りましたという水面下での話ってということも有るよね。という方法も。そこらはどうなんだろう。

○吉田（博）委員 そうした場合には、要するに決算委員会の報告書には、その要望というのは、普通は載せないですよ。それでね、載せないで、終わった後に、決算委員会の要望書を作る訳です。決算委員会として。それを直に市長に届けるというのが、筋だな、これはね。

○内田委員長 私が言わんとしたのが、吉田委員が、今、言った方法、その時ね、やっぱり議長と決算委員長と一緒に・・・。

○吉田（博）委員 そうそう、決算委員会もね。

○内田委員長 そういう方法も有るよな。

○篠塚委員 ちょっと気になったものですから、まあ、これは、もう認定されたものですから、こうなるんですが、今後の事ですね、これ、決算委員会だけじゃなくて、他の委員会でも要望を出そうという時に、同じようなケースが・・・。

○内田委員長 有るよな。

○篠塚委員 有るんで、そうすると、何でも要望をどんどんしていったら、これは、ちょっと、歯止めが利かなくなるのかなと・・・。

○内田委員長 ということは、話しを元に戻します。今回は、もう認定しちゃったんだよな。しちゃったんだよな、議事録的な流れでは。だから今更しようがない。まあ、今後の話しとして、議運で、これはまずいよという結論でよろしいですか。

（発言者なし）

○内田委員長 要するに認定外で要望すべきだろうというような話しがあったというようなことを、これも全員協議会で言わなきゃ、あれだな。全員に通知しないとな。

○島岡委員 今回の、その要望というのは、すごく私にとっては重要な部分かなと思うので、その要望、一回、その、議運に戻していただいて、議運で判断して、こう、どのようにもっていくかを決めるという、そういうシステムにすればよろしいんじゃないですか。

（「わからない」の声あり）

○内田委員長 だから、要は決算委員会の仕事じゃないんだよと。

○小坂副委員長 そういうこと。

○島岡委員 だから・・・。

○内田委員長 だから本会議で報告書に入れるべき筋合いじゃないと。だから別な形で、新たな全く別な形でやりなさいよと。本会議に持ち込むんじゃないよという話しだよな。

○吉田（博）委員 委員長ね、ちょうどね、決算委員会が10月とか何かでしょう。そ

うするとね、お盆が終わってね、9月の敬老会が終わった直後なんだよね。29年度の中には入っている訳、両方ともね。ところが、みんな今年度の事で、終わったばかりだから、あれ、そういえば無かったよなとか、いろんなことが出て、そこから気がついて、決算委員会全体の要望ってことになったんだけど、ただ、今、言ったように認定をする中での要望っていうのは無いんだよな、普通はね。認定を、歳入・歳出を、審議しました。それで、こうこうこういう要望って言うか提言だよな。決算委員会の場合は要望じゃない、提言だから。執行部に対する提言だから。それで最後の取りまとめとして書く訳だ、文を。それで終わるんだよな。だから要望っていうのは、さっきも言ったように、別な所で、決算委員長が、この二つの案件に対しては、要するに、みんな、全会一致だから、別な形で、市長に要望で出しますかって、まとまれば、出しても良いかもしれない。

○内田委員長 そうそう。

○吉田（博）委員 というような案件じゃないかな。そのぐらいだと思うんだけどな。

○内田委員長 そうするとね、皆さんにお諮りしなきゃならないんだけど、これは、このままにしないで、要するに、次回から、こうして欲しいとか、そういう形になりますか。今回は、しょうがないよね、認定しちゃったんだから。

○寺内委員 認定しちゃったんだから、直す訳にはいかない。

○篠塚委員 一応・・・。

○吉田（博）委員 別に触れなくても良いんじゃないの。そっちで、事務局の方でわかっているさ。

○塚本事務局長 次回から・・・。

○吉田（博）委員 次回から、それは、要望は別にして下さいと・・・。

○内田委員長 というのは、議運で、この議論は、一応、議運では一致したということだよな。しかし、そのことは文書に残るんだろうとは思うんだけど、やっぱり、一応、報告をしなくて良いのかな。まして決算委員長に対して、今回の。

○塚本事務局長 決算委員長には・・・。

○内田委員長 構わない。

○塚本事務局長 今回の件があったということで、議運の話はしておきたいと思えますけど。

○吉田（博）委員 その程度だよ。

○塚本事務局長 はい。

○内田委員長 じゃあ、流すと。要するに、ただ、この結論は結論として・・・。

○篠塚委員 すいません。流すんじゃないくて、今日、ちょうど私が質問をさせていただいたんで、その中で話しが出たんで、こういう話しもあったっていう報告はしていただきたいと思うんですが。今日の協議事項の報告を、今から全員協議会ですと思うんですが、その中で、こういう話しがあったという報告していただければありがたいと思うんですが。皆さんにわかっていたくということで。

○内田委員長 どうなんですか、皆さん。委員長がやるべきかやらざるべきか。

○篠塚委員　そうですね。

○内田委員長　そういうことだ。まあ、私は、皆さんがやれって言えばやるし、やらなくて良いって言えばやらない。できたらやりたくはない。

○吉田（博）委員　やらなくて良いよ。

○寺内委員　やらなくて良いよ、イレギュラーで出たことだから。だから、次回、結局、事務局の方で、そういうものは、別途で、要望は出して下さいってやれば済むことだから、それで良いんじゃないの。

○篠塚委員　ちょうど決算委員会のあり方って議論をしていくんですけど、その時の話題にさせていただくということであれば・・・。

○内田委員長　一応、今日の議事録も有る訳だよな。だから、当然、これは引継ぎになるだろうと思いますから・・・。

○篠塚委員　それで。

○内田委員長　それと、もう一つ、これは委員長の方からのお願い。事務局長から、こういう議論があったというのを、詳しく、久松委員長と副委員長、副委員長は誰だったんだっけ。

○吉田（博）委員　俺だ。

○内田委員長　ちょうどいいや、なあ。話しをしておいて下さい。ちょうどよかった。議運はたいしたもんだ、メンバーがいるから。以上でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○内田委員長　これにて議会運営委員会を閉会いたします。